

令和 6 年 8 月 1 日

滝川市都市計画審議会

委員各位 様

滝川市都市計画審議会事務局

令和 6 年度第 1 回滝川市都市計画審議会における質疑事項に係る回答について

標記審議会における、議案第 1 号「滝川都市計画ガス供給施設の決定について」に係る質疑事項についてを下記のとおり回答します。

記

1 経過（令和 6 年 7 月 23 日開催 令和 6 年度第 1 回滝川市都市計画審議会）

委員からの以下の質疑において、事業者への確認が必要なことから後日回答することとしました。

2 質疑

①ガス供給施設における水害対策はされているのか。

②ガス貯蔵量の増加をするということは、ガス供給範囲を広げるということか。

③ガス貯蔵量が 35t と 60t の場合、災害時にどのくらいの期間ガス供給を行うことができるのか。

3 回答

①水害対策の内容としましては、ガス供給の際に圧力でガスを送り込む方式のため電力を使用しないこと、ガス供給を行う管が埋設されていること、施設自体が浸水してもガス供給が可能なことなどが挙げられます。

②現在、滝川市にはガス供給していない避難所もあり、将来的にそのような区域にガスの供給を拡大する可能性はあります。

また、近年ガスの使用件数は減少しているものの、ガスコンロに加え給湯・暖房利用など、利用形態の変化により 1 件あたりのガス使用量が増加し、全体としてのガス使用量が増加していることから、災害等を見据えた上でガスの安定供給も目指していきます。

③ガス・水道・電気等のインフラがすべて停止する災害が発生し道路が寸断されガスタンクにガスが補充されない状況が起きたと仮定した場合、ガス供給を再開するとしますと、ガス貯蔵量 35t ではおよそ 3 日間、60t ではおよそ 5 日間のガス供給が可能になります。